

調達管理番号・案件名
26a00618_欧州地域西バルカン諸国における中小企業向けメンターサービス強化・拡大

質問と回答は以下のとおりです。

2026/9/4

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	2	(日程)本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限	契約履行期間が複数期あり、上限額も比較的大きなQBSですが、プロポーザルの提出期限が「通常規模」の2.5週間である理由(「大規模」でない理由)を今後の参考までお聞かせいただけますか？	機構内の選定基準に準じ、選定スケジュールを決定しています。
2	12	(6)「西バルカン地域のメンタリングサービスは、中小企業に対する公的な支援サービスであり」	対象企業は各国の制度において企業登録されている企業でしょうか？	ご理解のとおりです。
3	12	第2章 特記仕様書(案)【1】特記仕様書(案) 第3条 2.(5)	今回の公示内容を確認すると「研修教材やマニュアルについては先行案件にて作成したものを使用」など、前フェーズの研修教材の内容を知らなければ提案がしにくい内容となっている。公平性の観点から実際に使用された教材やマニュアルそのものについて共有を受けることはできるか。	プロポーザル作成にあたり参考となる資料として、ガイドラインや研修教材のインストラクション等、各国共通のマテリアルの共有が可能です。なお、個別モジュールの教材については、対象範囲が膨大であることに加え、プロポーザルにおいて既存モジュールの内容に関する提案を求めるものではないため、共有を割愛いたします。分量が多くなっておりますため、お手数をおかけいたしますが、資料の共有をご希望の場合は、下記アドレスまでご連絡くださいますようお願いいたします。 JICA経済開発部民間セクター開発グループ代表アドレス:edgps@jica.go.jp
4	13	(7)「セルビア等のトレーナーが他国において研修講師を務める場合には、JICAが当該講師に係る講師謝金、旅費及び日当を負担することを可能にする」	講師謝金、旅費及び日当は支払額はいくらでしょうか？	旅費・日当については、過去フェーズの実績を踏まえ、以下の金額を想定しています。 実際の支出について、交通費および宿泊費は実費精算を想定しています。 現地講師交通費:30,000円(実費) 現地講師宿泊費:19,000円(実費) 現地講師日当:10,000円

5	13	(9)2026年度OCMへの参加	OCMIは2026年11～12月を目途に開催される想定ですが、地域合同フォーラムも開催予定でしょうか？	現在、各国のC/Pと調整中ですが、プロポーザルにおいては実施想定で活動を計画いただけますと幸いです。なお、留意点(8)の脚注に記載のとおり、経費負担が当初の想定と異なる場合には、必要に応じて費目間流用や契約変更等を検討します。
6	14	第2章 特記仕様書(案) 【1】 特記仕様書(案) 第4条 業務の内容 1. 共通業務 および 第5条 報告書等	業務進捗報告書について、第4条では期分けする契約毎に作成(すなわち第1期末に1回)するとされています。一方、第5条では2027年4月から2029年4月まで6ヶ月ごとに計5回の作成と記載されています。業務量がだいぶ異なりますので、どちらが正しいか確認させてください。	記載に齟齬があり、申し訳ございません。第5条に記載のとおり、2027年4月から2029年4月まで、6か月ごとに計5回作成することを正とします。
7	17	第2章 特記仕様書(案) 【1】 特記仕様書(案) 第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務 ②成果2	新設及び改訂後の研修モジュールの研修を各国において実施することとなっていますが、この場合、ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦とスルプスカ共和国を2か国としてカウントしますか。それとも、ボスニア・ヘルツェゴビナ1か国としてカウントしますか。	ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦およびスルプスカ共和国は、それぞれ1つのエンティティとして数えます。
8	17	第2章 特記仕様書(案) 【1】 特記仕様書(案) 第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務 ②成果2	新設及び改訂後の研修モジュールの研修を少なくとも計2セット実施することとなっていますが、初回の日本人専門家主導の研修を1セット、2回目の現地トレーナー主導の研修を1セットとカウントする「2セット」でしょうか。それとも、「日本人専門家主導の1回目＋現地トレーナー主導の2回目」を1セットとカウントする「2セット」でしょうか。	前者を意図しています。すなわち、初回の日本人専門家主導の研修を1セット、2回目の現地トレーナー主導の研修を1セットと数え、計2セットとします。
9	17	第2章 特記仕様書(案)【1】特記仕様書(案) 第4条 2. (1) ② 脚注4	GX及びDX等に関する取り組みについては、「EUの推進する方向性を意識しつつ、日本の取り組みの活用可能性について、可能な限り模索」とあるが、ニーズ調査実施前の現時点で、前フェーズの活動を通じて、特に考慮が必要と想定している具体的な法規制や動向の名称が特定されていれば、公平性の観点からご共有願いたい。	前フェーズではこれらの分野に関する活動を実施しておらず、現時点では具体的な情報を入手していません。
10	17	(5ポツ目)「各国において、事業開始2年目以降に少なくとも計2セットの研修を実施」	2セット×4カ国＝合計8セットという意味でしょうか？	2セット×5エンティティの計10セットを想定しています。ボスニア・ヘルツェゴビナでの実施については、質問7への回答をご参照ください。

11	20	第2章 特記仕様書(案)【1】特記仕様書(案) 第4条 2.(1) ③	ICTシステム(ICTプラットフォーム)については、「本活動において新たなICTシステムの開発や大規模な機能改修は想定せず、既存システム及び既存業務フローの活用を前提」とあるが、活用方法を検討する上で、プラットフォームのライブラリ機能が対応する文書・動画等ファイルの形式についてご教示願いたい。また、当該プラットフォームにおいて、メンティー(裨益企業)にアクセス権は付与されているか、今後付与することは可能か、ご教示願いたい。	ICTプラットフォームにはライブラリ機能が実装されており、ガイドライン、マニュアル、研修教材等の文書を登録し、アクセス権を付与された利用者間で共有することが可能です。一方、対応可能な具体的なファイル形式(PDF、Word、動画等)や、メンティー裨益企業へのアクセス権付与状況については、現時点で確認ができておりません。なお、プラットフォームには利用者権限管理機能が実装されています。本業務では既存システムの活用を前提としているため、具体的な運用方法については契約締結後に現行システムの活用状況をCP機関と確認の上、関係者と協議しながら検討いただく想定です。
12	20	④「(ICTプラットフォームの)実際の稼働は限定的となっており、実用化に至る支援を要する」	ICTの技術的/金銭的な支援を含まないという理解で良いでしょうか？	ご理解のとおりです。技術的・金銭的な支援は含まず、評価・モニタリング方法の検討および制度の体系化・実用化に向けた施策の策定を中心とします。
13	20	④「Overall Coordination Meeting (OCM)の開催を支援」	2029年10月に業務完了なので、2029年11月～12月に開催が想定されるOCM支援は行わないという理解で良いでしょうか？	ご理解のとおりです。
14	21	(3ポツ目)「地域合同フォーラムの開催を支援」	2029年10月に業務完了なので、2029年11月～12月に開催が想定される地域合同フォーラム支援は行わないという理解で良いでしょうか？	ご理解のとおりです。
15	21	(2ポツ目)(地域合同フォーラム)本事業による補完的な支援を行うことを妨げない	裨益者である企業が参加するための交通費、日当、宿泊、謝金はJICAプロジェクトで支出するのでしょうか？裨益者を指導したメンター/トレーナーを同伴させ第三国での発表指導とすることにより交通費、日当・宿泊、謝金を支払うことは可能でしょうか？	現時点では、いずれも想定していません。なお、留意点(8)の脚注に記載のとおり、経費負担が当初の想定と異なる場合には、必要に応じて費目間流用や契約変更等を検討します。
16	33	(2)1)業務量の目途 約 20.30人月	例えばセルビアの要請書では、日本側からのインプットに関し、常駐のコーディネーター、日本的経営、品質保証、カイゼン、生産性・品質向上が記載されており、十分な人月が必要とされていますが、先方との期待と齟齬はないでしょうか？	常駐人員を配置しない方針については、先方と協議済みです。

以上